



金 沢 市 公 報

号外第22号

令和4年(2022年)6月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		
○金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金の支給に関する要綱の一部改正につ て (福祉政策課)	1	
		○金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給 付金の支給に関する要綱制定について (子育て支援課) 2
		○金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対す る生活支援特別給付金の支給に関する要綱制 定について (") 4

告 示

●金沢市告示第180号

金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和4年告示第14号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日

金沢市長 村 山 卓

第1条中「対する」の次に「令和3年度又は令和4年度の」を加える。

第2条第1号中「本市が」の次に「令和3年度又は令和4年度の」を加える。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する世帯の世帯主で、基準日(イの世帯に対する給付については、令和4年6月1日。以下同じ。)において本市の住民基本台帳に記録されているもの(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)

ア 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯

イ 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和4年度分の市町村民税の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯

第3条第1項第2号中「令和3年度住民税非課税世帯以外」を「前号ア又はイに該当する世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外」に改め、同号ア中「令和3年1月」を「令和4年1月」に、「令和3年度住民税非課税世帯」を「令和4年度の住民税非課税世帯」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年9月」を「同年9月」に改め、同号イ中「令和3年度住民税非課税世帯」を「令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯」に改め、「含む世帯」の次に「(当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)」を加え、同号ウ中「基準日に」を「令和4年6月1日に」に、「基準日の」を「同日の」に改め、同条第2項中「令和3年度住民税非課税世帯」を「令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号イの世帯に対する臨時特別給付金の給付について、既に臨時特別給付金の支給を受けた世帯(同号アの世帯であって、当該世帯に対する臨時特別給付金の支給に関し、第6条の規定による確認書の提出若しくは第7条の規定による申請が行われず、又はその支給の辞退があった世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

第6条第1項中「令和3年度住民税非課税世帯」を「令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯」に改める。

第8条第2項及び第3項中「令和4年9月30日」の次に「(第3条第1項第1号イの世帯に対する給付については、

同年10月31日)」を加える。

第10条中「対し、」の次に「令和3年度分又は令和4年度分のいずれか一方の」を加える。

附 則

令和4年5月31日までに改正前の金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱の規定により既に提出されている申請書又は確認書に係る令和3年度分の臨時特別給付金の支給については、なお従前の例による。

●金沢市告示第181号

金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和4年6月2日

金沢市長 村 山 卓

金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、本市が支給する給付金をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、次の各号に定める者（生活支援特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、生活支援特別給付金を支給する。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>(1) 当該者のうち特定養育者（法第4条第1項第1号口又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口又は二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の3に規定する児童の養育者をいう。以下同じ。）以外の者</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>(2) 当該者のうち特定養育者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつて</p>

という。)で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	は、その受給額を含む。)
--	--------------

- (3) 申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者(前号に規定する者を除く。)又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者(以下「家計急変者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合は、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して生活支援特別給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者に限る。)であって、令和4年4月1日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童(以下「監護等児童」という。)であった者
公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者を除く。)であって、令和4年4月28日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、生活支援特別給付金の申請後、当該者に対する生活支援特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

- 3 公的年金給付等受給者又は家計急変者のうち、金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和4年告示第182号)に基づく給付金の支給を既に受けている者若しくは支給の決定を受けた者又は他の自治体からこの給付に相当するものの支給を既に受けている者若しくは支給の決定を受けた者については、生活支援特別給付金は、支給しない。

(支給額)

第4条 生活支援特別給付金の支給額は、支給対象者1人につき、1回に限り、50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ50,000円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、生活支援特別給付金の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、生活支援特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給の方式)

第6条 児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、生活支援特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式(令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。)
- (2) 指定口座振込方式(前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。)

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する生活支援特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金に係る申請及び支給の方式)

第8条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及びこれに基づく生活支援特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

(1) 郵送申請口座振込方式（申請者が前項の申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請口座振込方式（申請者が前項の申請書を市の窓口を持参して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、市長が別に定める申立書、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

(生活支援特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請を行わない申請者は、生活支援特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に生活支援特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和5年3月31日までに指定口座への振込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、生活支援特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により生活支援特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った生活支援特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 生活支援特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第182号

金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和4年6月2日

金沢市長 村 山 卓

金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯以外の子育て世帯等に対する生活支援特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯等の生活を支援するため、本市が支給する給付金をいう。
- (2) 児童手当等受給・非課税者 次条第1項の規定により生活支援特別給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)のうち、同項第1号ア又はイに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者(同項第1号アに該当する者については、児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項に規定する公務員(次号において「公務員」という。)である者を除く。)をいう。
- (3) 新規児童手当等受給・非課税者 支給対象者のうち、次条第1項第1号ウ又はエに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者(同項第1号ウに該当する者については、公務員である者を除く。)をいう。
- (4) その他の支給対象者 支給対象者のうち、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。

(支給要件)

第3条 支給対象者は、次条第2項に規定する対象児童(生活支援特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のアからオまでの養育に係る要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 児童手当受給者(令和4年4月分の児童手当(児童手当法による児童手当(同法附則第2条第1項に規定する給付を含む。))をいう。以下同じ。)の受給者をいう。)
 - イ 特別児童扶養手当受給者(令和4年4月分の特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の受給者をいう。)
 - ウ 新規児童手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)
 - エ 新規特別児童扶養手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)
 - オ その他対象児童の養育者(アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。)
- (2) 次のア又はイの所得に係る要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。)
 - イ 令和4年1月以降の家計急変者(アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて同月以降の家計が急変し、アに該当する者と同様の事情があると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(同月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。))又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、生活支援特別給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、生活支援特別給付金は、当該者が養育する児童その他当該児童に係る生活支援特別給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和4年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	生活支援特別給付金の支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡

	した場合
その他の支給対象者	生活支援特別給付金の申請後に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、生活支援特別給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人
(支給額等)

第4条 生活支援特別給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、1回に限り、50,000円とする。

2 生活支援特別給付金の対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。

3 既に支給の決定がされている金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第181号）に基づき支給される給付金（以下「ひとり親世帯給付金」という。）若しくは生活支援特別給付金又は他の自治体から支給の決定がされているひとり親世帯給付金に相当するもの若しくは生活支援特別給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(支給対象者の範囲)

第5条 市長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合は、当該者に生活支援特別給付金を支給する。

児童手当等受給・非課税者	本市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は本市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	本市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格若しくは額の改定を認定した場合又は本市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格若しくは額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	生活支援特別給付金の申請時点で本市内に居住する場合

(児童手当等受給・非課税者等に対する生活支援特別給付金の支給の申込み等)

第6条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、生活支援特別給付金の支給の申込みを行う。

2 児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者は、前項の申込みを受けた際、生活支援特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

4 前項の規定により支給を決定した者に対する生活支援特別給付金の支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童手当又は特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、生活支援特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第3号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童手当支給口座振込方式（児童手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式（特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 指定口座振込方式（前項の支給決定前までに、前2号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。）

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 申請による生活支援特別給付金の支給に係る申請の受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等の支給の申請については、令和5年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第8条 申請により生活支援特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく生活支援特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式(申請者が申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
 - (2) 窓口申請口座振込方式(申請者が申請書を市の窓口を持参して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、市長が別に定める申立書、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

(生活支援特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請を行わない申請者は、生活支援特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第6条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に生活支援特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和5年3月31日までに指定口座への振込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。
- 3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、生活支援特別給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合は、生活支援特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った生活支援特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 生活支援特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年(2022年)6月2日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄